

## 保税蔵置場許可期間の更新公告

下記保税蔵置場については、関税法第42条第2項ただし書の規定により許可の期間を更新したので、同条第3項の規定により公告する。

令和8年3月10日

名古屋税関長 奈良井 功

### 記

- 被許可者の住所及び名称  
東京都中央区日本橋箱崎町19番21号  
三井倉庫株式会社
- 保税蔵置場の名称及び所在地  
三井倉庫株式会社名古屋港国際総合流通センター 保税蔵置場  
愛知県海部郡飛島村東浜二丁目25番  
愛知県海部郡飛島村東浜二丁目25番地
- 更新した期間  
自 令和8年4月1日  
至 令和14年3月31日